

## 令和4年度税制改正大綱

自由民主党・公明党が令和4年度の税制改正大綱を公表しました。資産家に懸念されていた相続税と贈与税の一体化をさせる相続時精算課税制度と暦年課税制度の見直しは今後の見直しとされました。

令和4年1月1日から施行される改正電子取引制度については一定の宥恕措置が設けられます。

まだ国会で未決議のため内容が変更される可能性がありますので、ご注意ください。

### 住宅ローン控除【所得税】

- ① 適用期間 令和7年12月31日まで（4年間延長）
- ② 所得要件 所得金額2,000万円以下（現行3,000万円以下）
- ③ 借入限度額と控除率

対象住宅		借入限度額		控除率	控除期間		
		居住年	令和4年・5年			令和6年・7年	
新築	認定住宅		5,000万円	4,500万円	0.7%	13年	
	ZEH水準省エネ住宅		4,500万円	3,500万円			
	省エネ基準適合住宅		4,000万円	3,000万円			
	上記以外		3,000万円				
						2,000万円	10年
既存住宅				2,000万円			

### ④ 築年数基準の廃止

既存住宅等の築年数要件を廃止し新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋（登記簿上の建築日付けが昭和57年1月1日以降は適合家屋とみなす）に改正

### 配当所得【所得税】

上場株式等に係る配当等で株式等保有割合（3%以上）となるときは、源泉分離課税ではなく総合所得課税の対象とする。

### 給与等の支給額が増加した場合の税額控除【法人税】

青色申告書を提出する法人が、令和4年1月1日から令和6年3月31日までに開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合にお

いて、**継続**雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給増加額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除とする。この場合において増加割合が4%以上のときは10%を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは5%を加算する。(ただし、控除税額は当期の法人税額の20%を上限とする。)

**【原則】**

① 適用要件

	改正前	改正後
対象者	国内 <b>新規</b> 雇用者に給与を支給	国内雇用者に給与を支給
増加割合	<b>新規</b> 雇用者給与等の支給額の増加割合 $\geq 2\%$	<b>継続</b> 雇用者給与等支給額の増加割合 $\geq 3\%$

② 税額控除限度額

	改正前 (最大 20%)	改正後 (最大 30%)
原則	控除対象 <b>新規</b> 雇用者給与等支給額 (A) $\times 15\%$ (A) は雇用者給与等支給増加額を限度	控除対象雇用者給与等支給増加額 (B) $\times 15\%$
上乗せ①		<b>継続</b> 雇用者給与等支給額の増加割合 $\geq 4\%$ のときは 税額控除率を10%加算
上乗せ②	教育訓練費の増加割合 $\geq 20\%$ (A) $\times 20\%$	教育訓練費の増加割合 $\geq 20\%$ 税額控除率を5%加算

**【中小企業の特例】**

① 適用要件

	改正前	改正後
対象者	国内雇用者に給与を支給	
増加割合	雇用者給与等の支給額の増加割合 $\geq 1.5\%$	

② 税額控除限度額

	改正前(最大 25%)	改正後 (最大 40%)
原則	控除対象雇用者給与等支給増加額 (C) $\times 15\%$	
上乗せ①	雇用者給与等の支給額の増加割合 $\geq 2.5\%$ <b>かつ</b>	雇用者給与等の支給額の増加割合 $\geq 2.5\%$ のときは 税額控除率を15%加算
上乗せ②	教育訓練費の増加割合 $\geq 10\%$ 等 (C) $\times 25\%$	教育訓練費の増加割合 $\geq 10\%$ のときは税額控除率を10%加算

### 資産課税【贈与税】

住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税

#### ① 適用期限

令和 5 年 12 月 31 日まで (2 年間延長)

#### ② 非課税限度額

耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋 1,000 万円

上記以外の住宅用家屋 500 万円

#### ③ 築年数基準の廃止

新耐震基準に適合している住宅用家屋 (登記簿上の建築日付けが昭和 57 年 1 月 1 日以降は適合家屋とみなす) に改正

#### ④ 受贈者の年齢要件

20 歳以上から 18 歳以上に引下げ

### 配当に係る源泉所得税

一定の内国法人が支払を受ける配当等について所得税を課さないこととし、その配当等に係る所得税の源泉徴収を不要とする。

令和 5 年 10 月 1 日以後に支払いを受けるべき配当等について適用する。

### 適格請求書等保存方式【消費税】

免税事業者が令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができる。

その登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後 2 年間を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度を適用しない。

### 輸出物品販売場の改正【消費税】

非居住者 (免税で購入できる者) の範囲を限定する改正が予定されています。

- ・在留資格を有する非居住者については、短期滞在、外交又は公用の在留資格を有する者に限定
- ・日本国籍を有する非居住者については、国内に 2 年以上住所及び居所を有しないことについて入国の日から起算して 6 ヶ月前の日以後に発行された在留証明又は戸籍の附票の写しにより証明された者に限定

**西 山 会 計 事 務 所**  
<http://nishiyama-accountingfirm.com/>